

# 仕 様 書

## 1 業務名

瀬野川埋立地汚水処理場運転管理業務

## 2 業務場所

瀬野川埋立地汚水処理場 広島市安芸区上瀬野町667番地

## 3 業務実施日時

委託業務に従事する日は休日表（別表1～別表3）の休日以外の日とし、委託業務に従事する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 4 費用の負担

委託業務を行うために要する費用のうち電気料及び水道料は発注者の負担とし、それ以外の費用（薬品、詰替用活性炭、pH計電極・オイル・工具等の消耗品、軽微な塗装費用、観測井水抜き費用、滅菌槽の清掃費用ほか）は受注者の負担とする。また、電気及び水道は、効率的に使用するよう努めること。

## 5 業務内容

### (1) 処理方法等

別紙のフローシートに示す手順に従い、それぞれ適切な処理を行うこと。また、放流水の水質は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に定める排水基準を遵守すること。

### (2) 運転操作等

#### ア 処理水量の設定

処理水の量は、前日までの流入水量（不燃物汚水、焼却灰汚水）の状況及び原水槽内の原水量等から適切、かつ、時間帯での不均衡が生じないよう水量の調整を行うこと。

#### イ 生物学的脱窒設備（硝化槽+脱窒槽+再曝気槽）

(ア) 各槽の散気空気量は、水量、水質及び溶存酸素に応じ、処理が適正に行われるよう調整すること。

(イ) 反送汚泥量は、汚泥計量槽で確認のうえ、適正な汚泥量を保てるように調整すること。

#### ウ 凝集沈殿処理設備

(ア) 薬注量は、水量及び水質の変動に応じて適正に調整すること。

(イ) 効率よく凝集沈殿するよう調整すること。

#### エ 脱水機設備

(ア) 発生する余剰汚泥を適正に脱水すること。

(イ) 脱水用ポリマーの溶解、脱水機の水洗及び清掃は丁寧に行うこと。

#### オ 高度処理設備（砂ろ過塔、活性炭吸着塔）

(ア) 水量及び水質の変動に対し、適正に調整すること。

(イ) 目詰まりを起こさないよう適性に調整すること。

## カ その他

- (ア) 硝化槽のスクリーンは目詰まりさせないよう、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (イ) 機器及び配管の冬期の凍結防止のため、必要な措置を講ずること。

## (3) 日常及び定期業務

### ア 日常業務

- (ア) 気温（最高値、最低値）の測定
- (イ) 原水槽内の総合原水量の確認及び処理水量の調整
- (ウ) 収泥量の確認及び調整
- (エ) pH 値の測定  
総合原水、焼却灰汚水、硝化槽、再曝気槽、放流水
- (オ) 空気量の確認及び調整  
硝化槽、再曝気槽
- (カ) 排泥ポンプの運転時間の調整
- (キ) 薬品の使用量及び残量の確認
- (ク) 水温の測定  
総合原水、焼却灰汚水、硝化槽、再曝気槽
- (ケ) SV の測定  
再曝気槽、収泥
- (コ) 各機器の圧力の確認及び調整
- (サ) ポンプのシーリング水のチェック  
収泥ポンプ、排泥ポンプ
- (シ) 汚水処理場内及び周辺の除草・清掃
- (ス) 収泥貯留槽内の汚泥量の確認
- (セ) 脱水機の運転時間の調整
- (ソ) ケーキホッパー内のケーキの確認（量及び乾燥状態）
- (タ) 各機器駆動部の異常温度、異常音のチェック
- (チ) 砂ろ過塔・活性炭吸着塔の圧力及び逆洗・空気洗浄運転の確認

### イ 定期業務

- (ア) 薬品の補給（適時）
- (イ) 予備機の運転及び切替（月 1 回）
- (ウ) オイルの注入（月 1 回）
- (エ) 沈殿槽トラフ部分の清掃（月 1 回）
- (オ) ストレイナーの清掃（月 1 回）
- (カ) 汚泥配管のフラッシング（月 1 回）
- (キ) 脱水ケーキのケーキホッパーからの排出（適時）
- (ク) 焼却灰原水ピット及び焼却灰原水水中ポンプ類の点検（適時）
- (ケ) 各機器の電流値の確認及び調整（週 1 回）
- (コ) 硝化槽スクリーンの点検および清掃（適時）
- (サ) 処理場周辺にある 3 箇所（No1・No4・No5・No6・No7・No11・No13・No. B：詳細は別図参照）の観測井の水抜き  
(毎年 5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月)

※ 報告書に採水の様子を撮影するとともに、採水した水を透明な容器に入れた状態で撮影した写真を添付すること。

- (シ) 処理場周辺原水ポンプ等点検及び調整（適時）

- (ス) 滅菌槽の清掃（年1回）
- (セ) 活性炭の詰替（No.1、No.2）（年1回）  
（※使用済活性炭については、発注者において処分する。）

#### （4）業務に当たっての留意事項

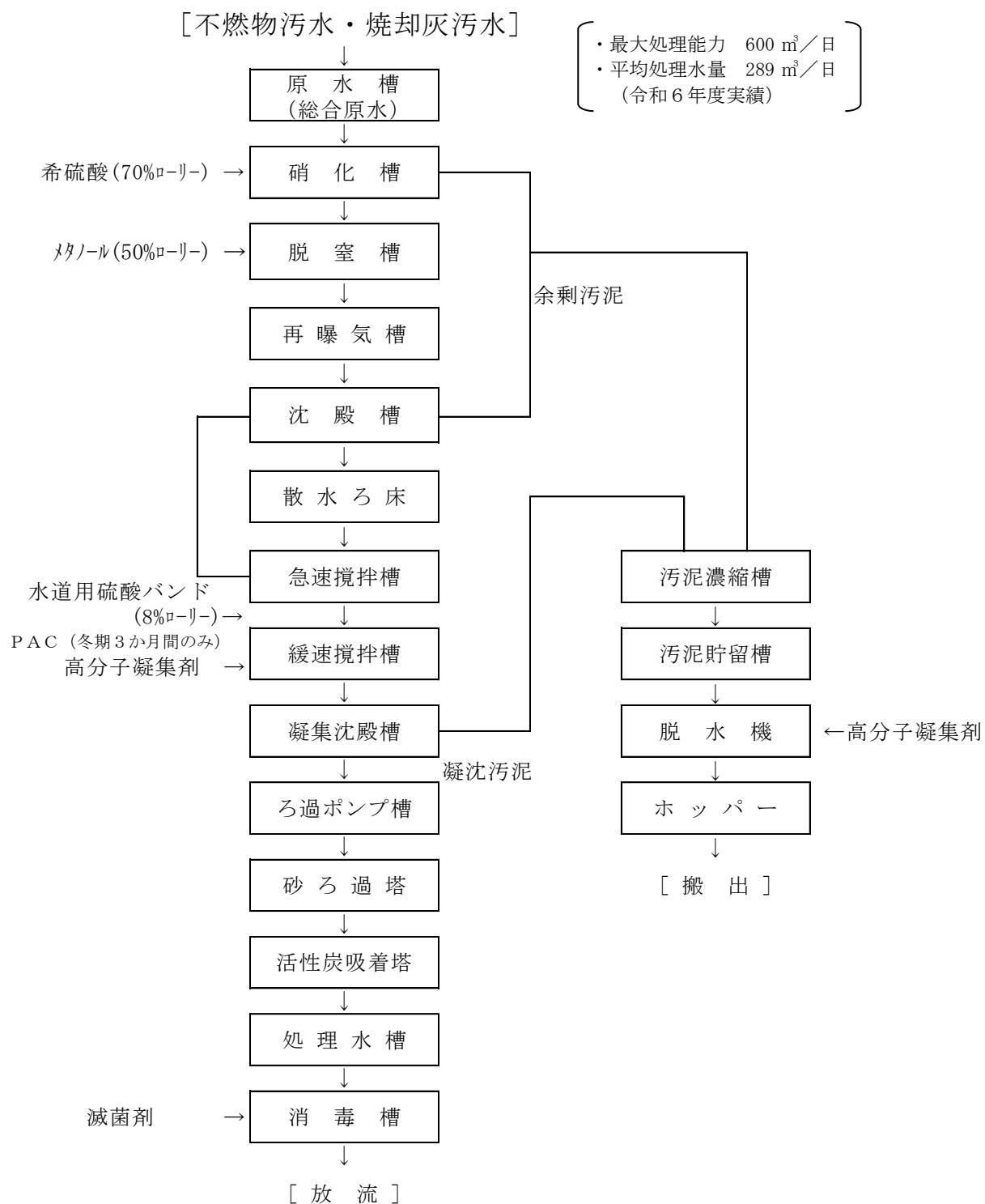
- ア 受注者は、業務場所に2人以上の作業員を常駐させ、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、その作業員の安全及び衛生管理に努めること。
- イ 受注者は、当該施設が一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設であることを十分に認識し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づく技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項第4号に基づく者については、最終処分場技術管理士に限る。）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく水質関係公害防止管理者を受注者内に置き、その指導に従い業務に従事すること。
- ウ 酸素欠乏及び硫化水素の危険の恐れがある場合の作業については、労働安全衛生法に基づく酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者が酸素濃度等を測定するとともにダクトファン（換気ファン）の使用を行うか、あるいは空気呼吸器等の作業器具の使用により危険防止を施すこと。
- エ 処理工程において、特定化学物質を取り扱う場合があるため、労働安全衛生法に基づく特定化学物質作業主任者の有資格者を受注者内に置き、その指導に従い業務に従事すること。

### 6 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに発注者に対し、従業員の住所、氏名を報告するとともに、前記5(4)イ、ウ、エに係る有資格者について、それを証する書類を提出するものとする。また、従業員等に変更があったときも同様とする。
- (2) 広島市委託契約款第12条に定める委託業務実施報告書は、前項(3)の事項を記載した報告書とし、翌月の10日（ただし3月分については3月31日）までに提出して、発注者の検査を受けるものとする。

### 7 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。



活性炭の詰替

4,220 ℥/基×2基

N o . 1 • 2 活性炭吸着塔

## 瀬野川埋立地に係る水質調査全地点図

別図



うち、8箇所の観測井(No1・No4・No5・No6・No7・No11・No13・NoB)について水抜きを行う。

(参考資料)

| 薬品使用量           | 単位 : kg／年 |
|-----------------|-----------|
| 区分              | 過去 3 年平均  |
| メタノール (50%ローリー) | 19,700    |
| 希硫酸 (70%ローリー)   | 23,117    |
| 硫酸バンド (8%ローリー)  | 16,788    |
| P A C           | 3,187     |
| 凝集剤 (脱水用)       | 24        |
| 凝集剤 (汚水用)       | 63        |
| ハイクロン           | 42        |